主 文

本件抗告を棄却する。

## 理 由

検察官の本件処分は,刑事確定訴訟記録法8条1項にいう「閲覧に関する処分」 に当たらないから,本件準抗告の申立てが不適法であるとした原決定は,正当であ る。したがって,これが適法であることを前提とする本件抗告の申立ても不適法で ある。

よって、刑訴法434条,426条1項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 深澤武久 裁判官 井嶋一友 裁判官 藤井正雄 裁判官 町田 顯 裁判官 横尾和子)